

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年8月4日（火） 11：01～11：08

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高 市 早 苗 内閣総理大臣
林 芳 正 国務大臣（総務大臣）
平 口 洋 国務大臣（法務大臣）
片 山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松 本 洋 平 国務大臣（文部科学大臣）
上 野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木 憲 和 国務大臣（農林水産大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金 子 恭 之 国務大臣（国土交通大臣）
石 原 宏 高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木 原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
牧 野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田 紀 美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
松 本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
陪席者：尾 崎 正 直 内閣官房副長官
佐 藤 啓 内閣官房副長官
露 木 康 浩 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	3 件
○国会提出案件	7 件
○政令	10 件
○人事	5 件
○配布	1 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、佐藤副長官から御説明申し上げます。

○佐藤内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、熊本地震による被災地域の緊急支援に必要な経費等として、一般会計予備費から約242億円を使用するものであります。

次に、「オーストラリア国」、「インドネシア国」、「フィジー国」及び「ボツワナ国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、18日及び19日、信任状捧呈の予定であります。

次に、質問主意書に対する答弁書7件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令10件について、御決定をお願いいたします。まず、「公益的法人等への地方公務員派遣法第2条第1項第3号の法人を定める政令の一部改正令」は、地方公務員を派遣することができる法人として、成田国際空港株式会社を追加するものであります。

次に、「地方税法施行令の一部改正令」は、ニュージーランド、フィリピン及びオランダとの各「物品役務相互提供協定」の締結に伴い、軽油引取税の課税免除の特例にこれらの協定を追加するものであります。

次に、「電波法施行令の一部改正令」は、「第16次地方分権一括法」の施行に伴い、伝搬障害防止区域図の備付けに係る規定を削除する等の改正を行うものであります。

次に、「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年12月1日等とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整理政令」は、関係政令の規定の整理を行うものであります。

次に、「溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定不当廉売関税に関する政令」は、韓国等を原産地とする当該貨物について、暫定的な不当廉売関税を課するものであります。

次に、「独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等修学支援法施行令の一部改正令」は、学資支給金等の額を定める基準について、いわゆる早生まれの大学生等の生計を維持する者の収入額の算定方法を見直すものであります。

次に、「麻薬等指定令の一部改正令」は、新たに、3種の物質を麻薬に指定するものであります。

次に、「下水道法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年8月17日とするものであり、「下水道法施行令の一部改正令」は、都道府県が公共下水道の復旧に関する工事を代行する場合の権限等を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、金子国土交通大臣が、フィリピン国政府要人との会談等のため、11日から14日まで、海外出張されますので、

御了解をお願いいたします。また、茂木外務大臣は、去る2日から、海外出張しておりますが、渡航先にトリニダード・トバゴ国を追加すること及び期間を9日まで延長することについて、御了解をお願いいたします。

次に、外務省中東アフリカ局中東第二課松居眞司を特命全権大使に任命し、南スーダン国駐箚を命ずること等について、御決定をお願いいたします。また、ウクライナ国駐箚大使中込正志にカナダ国駐箚を命ずること等を承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事補兼簡易裁判所判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、石井英雄外97名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「防衛白書」があります。本件につきましては、後程、防衛大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をフィリピンとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラム」に300億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、防衛大臣。

○小泉国務大臣：本年の防衛白書は、中国、北朝鮮、ロシアの軍事動向などの我が国を取り巻く安全保障環境や、「新しい戦い方」をめぐる各国の動向などについて詳細に記述しているほか、「3文書」を踏まえて進めている防衛力の抜本的強化のための防衛省・自衛隊の取組もまとめております。また、「未来につながる安全保障」というテーマの下、新しい部を項目立てして防衛産業・科学技術に関する記述を充実させた上で、コラムも活用して多角的に紹介しております。

○木原国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○高市内閣総理大臣：金子大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、鈴木大臣を臨時代理とすることといたします。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。なお、海外出張された小野田大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 8 年} \\ \text{8 月 4 日} \end{array} \right)$ (火)

◎ 一般案件

資料あり
資料なし

- 令和 8 年度一般会計予備費使用（4 件）について
（決定）（財務省）
- ☆ オーストラリア国特命全権大使アンドリュー・ジェイムズ・シーラー外 3 名の接受について
（決定）（外務省）

◎ 国会提出案件

資料あり

- {
 - 1. 参議院議員小西洋之（立憲）提出防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問に対する答弁書について
（決定）（内閣官房）
 - 1. 参議院議員小西洋之（立憲）提出皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問に対する答弁書について
（決定）（同上）
 - 1. 参議院議員小西洋之（立憲）提出日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問に対する答弁書について（決定）（宮内庁）
 - 1. 参議院議員小西洋之（立憲）提出国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
 - 1. 参議院議員福島みずほ（社民）提出令和 8 年 4 月 1 日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）
 - 1. 参議院議員福島みずほ（社民）提出令和 8 年 4 月 1 日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 参議院議員福島みずほ（社民）提出令和8年4月1日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）

◎政 令

資料あり
資 料
あ

- 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○地方税法施行令の一部を改正する政令（決定）（総務・財務省）
- 〃 ○電波法施行令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（法務省）
- 〃 ○更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○熔融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（決定）（財務・経済産業省）
- 〃 ○独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（文部科学・財務省）
- 〃 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○下水道法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

◎人 事

- 資料なし ☆国土交通大臣金子恭之外 1 名の海外出張等について（了解）
- 資料あり ○松居眞司外 3 名を特命全権大使に任命することについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員等の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし ☆検事出縄英行外 1 名を判事補兼簡易裁判所判事等に任命し、判事兼簡易裁判所判事原 彰一を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり ☆元警視監石井英雄外 9 7 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆令和 8 年版日本の防衛

（防衛省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件 名 外 案 件

〔 令 和 8 年
8 月 4 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
な し ○ 円 借 款 の 供 与 に 関 す る 日 本 国 政 府 と フ ィ リ ピ ン 共
和 国 政 府 と の 間 の 書 簡 の 交 換 に つ い て (決 定)
(外 務 省)

〔 ○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し 〕